

令和8年2月10日

## まちづくり委員会資料

### 3 所管事務の調査（報告）

（2）川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画の策定に伴うパブリックコメントの実施結果等について

**資料 1** 「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画」の策定に伴うパブリックコメントの実施結果等について

**資料 2** 川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画（案）について

**参考資料** 川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画（案）

まちづくり局

## 「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画」の策定に伴うパブリックコメントの実施結果等について

### 1 概要

本市が立地する南関東では、今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が70%程度の確率で発生するとされており、大規模な地震の発生リスクが常に存在していることから、大規模地震時における火災延焼に対する取組について、本市が蓄積してきた知見等を整理し、新たに「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画(案)」として取りまとめ、この計画案について市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、18通(36件)の御意見をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画」の策定について
意見の募集期間	令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水)【36日間】
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール(専用フォーム)
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより(令和7年12月号掲載)</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・資料の閲覧(かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課)</li> <li>・イベント会場での配布・説明(備えるフェスタ(12月6日))</li> <li>・全町内会連合会、不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区内の町内会への説明</li> </ul>
意見の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・資料の閲覧(かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課)</li> </ul>

### 3 意見募集の結果

意見提出数		18通 (36件)
内訳	郵送	0通 (0件)
	持参	1通 (1件)
	ファックス	0通 (0件)
	電子メール(専用フォーム)	3通 (12件)
	その他(イベント会場等)	14通 (23件)

## 4 案に関するパブリックコメントの実施結果

### (1)実施結果

ア 実施期間:令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水) 【36日間】

イ 意見総数:18通 36件

ウ 意見の対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全般に関すること	0	2	0	4	0	6
2 不燃化重点対策地区に関すること	1	7	0	1	0	9
3 防災まちづくり推進地区に関すること	0	8	0	3	0	11
4 その他の地区に関すること	0	5	0	2	0	7
5 その他	0	0	0	1	2	3
合計	1	22	0	11	2	36

【対応区分】A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望で案の内容を説明するもの E:その他

### (2)主な意見と本市の対応

#### ア 主な意見

計画全般について取組の推進を求める意見、不燃化重点対策地の取組への提案や要望、防災まちづくり推進地区の取組への賛同や要望、他の地区の取組への要望などが寄せられました。

#### イ 本市の対応

いただいた意見の一部は、密集市街地の改善に向けた取組を補完するものであり、本計画に市の考え方を明確に記載することで、不燃化重点対策地区の補助制度の運用が分かりやすくなることから、不燃化重点対策地区の具体的な取組に加筆します。

なお、令和8年度予算案との調整を踏まえ、当初案の一部修正を行っております。

今後、川崎市議会定例会における予算の議決をもって「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画」を策定し、計画に基づく取組を推進します。

①計画全般に関すること(6件)

No.	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
1	近年、震災被害が、大規模化・高頻度化してきており、対策の取組を加速化していく必要がある。	<p>本市では、火災延焼分野の減災を図るため、リスクに応じて、ハード・ソフト一体となった取組を進める不燃化重点対策地区と、主にソフト対策により地域防災力を向上させる防災まちづくり推進地区をそれぞれ位置づけ、両地区で様々な取組を進めてきたことで、地震火災延焼対策や地域防災力の向上に資する取組について知見等が蓄積されました。</p> <p><u>本計画は、これまでの取組や課題等を検証し、効率的かつ効果的に地震火災延焼対策をより一層進めていくため、今後の取組について取りまとめたものであり、この計画に基づき着実に地震火災対策を進めていきます。</u></p>	B
2	区役所などと連携して取組を進めてほしい。	<p>区役所とはこれまでも情報共有を行なながら取組を進めていますが、今後は本計画に基づき、<u>防災まちづくり連絡会議など</u>により、これまで以上に情報共有を密に行い、関係局も含めて連携した取組を実施していきます。</p>	B
3	<p>パブリックコメントを求める前に、市でできることを行い、具体案についてコメントを求めるべきと考える。</p> <p>また、市が所有するデータ(建築許可資料、固定資産税の調査資料、インフラデータなど)を用いて、現状分析、問題点の列挙、解決の方策を整理することを要望する。</p>	<p>今回のパブリックコメントについて、団体説明等の際は計画本編を解りやすく短縮した概要リーフレットを配布していますが、パブリックコメントのページや資料の閲覧ができる場では本編を添付し、そちらに詳細なデータや分析等を記載しています。</p> <p>現状分析及び問題点の列挙は計画本編の「第3章現状と課題」に、解決の方策は「第5章具体的な取組」に記載しています。</p> <p>様々な行政情報の地図情報化については、現在、ガイドマップ川崎等で公開していますが、いただいた御意見については関係部局に共有し、今後の参考にさせていただきます。</p>	D

4	<p>「首都直下地震対策検討ワーキンググループ 報告書 説明資料」(2025年12月19日)によると、首都直下地震において「全体の死者の約 2/3 が火災によるもの」という予想であるが、これを理解しているのか。</p>	<p>本市では、大規模地震が発生した際の被害の軽減を、より具体的に図るため、今後軽減する被害量を「減災目標」として定め、その目標を達成するために必要な対策の数値目標や減災効果(被害軽減量)等を検討する基礎資料とすることを目的として、平成21年度に川崎市地震被害想定調査を実施しました。</p> <p>この地震被害想定調査における死者数の内訳としては、建物倒壊による死者が全体の約 72%、火災による死者が全体の約23%を占めており、まちづくり分野の減災対策は死者数減に向け非常に大きな役割を担っていると認識しているところです。</p> <p>本市が平成 24 年度に実施した地震被害想定調査においても、建物倒壊による死者が火災による死者を上回っており、国と本市では、調査対象の区域が首都圏と川崎市域で異なること等から火災による死者の割合が異なっているものと認識していますが、令和 8 年度に川崎市における地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。</p>	D
---	---	--	---

5	<p>密集市街地の改善は、「火災延焼リスク極小化対策」として、来年度1年間で全市を対策終了させるくらいのスピードと職員投入と予算化を要望する。</p>	<p>平成21年度の地震被害想定調査において、建物倒壊や火災延焼の被害の分布が示され、建物倒壊は、全市的な広がりを見せており、火災延焼リスクが想定される地区は偏在していることが分かりました。</p> <p>このような地区に対し、優先度を勘案しながら各地域特性を踏まえ、多様な主体による取組の推進に向けて、行政が働きかけを進めていくこととし、この中から必要性が特に認められる地区では規制強化を伴う重点的な取組を推進することとしました。</p> <p>現在、地震被害想定上で人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区は「不燃化重点対策地区(小田周辺地区及び幸町周辺地区)」として、ハード・ソフト一体となった不燃化対策を実施していますが、本計画に基づき、より一層取組を推進していきます。</p> <p>また、不燃化重点対策地区に次いで火災延焼リスクの高い地区は、「防災まちづくり推進地区」として、町内会の防災活動などを支援し、地域防災力の一層の向上を図っていきます。</p> <p>さらに、これらの地区以外は「その他の地区」として、火災延焼リスクの高い地区で得られた知見やノウハウ等を横展開し、地域住民主体の防災活動を促すことで地域防災力の向上を図っていきます。</p> <p>なお、密集市街地改善におけるハード対策については、建物の更新に合わせて行う場合や生活への影響が生じる可能性があり、権利者や住民の方々の負担を考えると一定の期間が必要となること、ソフト対策は人々の意識が高まり行動へつながるには一定の期間が必要であることから、対策終了までには数年単位の時間を要すると考えており、引き続き、ハード・ソフト一体の取組を推進していきます。</p>	D
---	---	--	---

6	<p>1,000 棟以上のクラスター分布を基準に延焼リスクを評価しているが、単位が粗すぎるのでないか。</p> <p>輪島の朝市では約300戸、大分佐賀関の火災では187戸消失している。内閣府の中央防災会議では、250mメッシュを基に全壊・焼失棟数を算出しており、川崎市もこれに準じて、もっときめ細かく分布を評価し直すべき。</p>	<p>平成21年度の地震被害想定調査では、250mメッシュを調査単位としています。また、さらに細かい「建物 1 棟単位」での検証を行うことにより、延焼クラスター※を算定しています。</p> <p>本市では 1,000 棟以上の延焼クラスターを大規模クラスターとし、これらについてさらに延焼シミュレーションを実施した際に時間当たりの焼失棟数が多く、また、建物倒壊や避難の危険性も高い地区を不燃化重点対策地区として抽出しました。</p> <p>不燃化重点対策地区に次いでリスクが高い防災まちづくり推進地区は、焼失棟数50棟以上の250mメッシュを含む 1,000 棟以上の延焼クラスター内にある町内会・自治会を基準に選定しています。</p> <p>過去の大火の事例から焼失棟数と火災による死者数は比例するとされていることから、上記の地区で取組を行うことにより、火災による死者数の削減を効果的に進めています。</p> <p>※延焼クラスターとは、延焼すると最終的に燃え尽きてしまう建物群のこと</p>	D
---	--	---	---

②不燃化重点対策地区に關すること(9件)

No.	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
7	住宅の建築は、設計・許認可・施工などに相応の時間をする。こうした事情を理解し、 <u>継続性のある補助制度の運用を要望する。</u>	<p>令和7年度においては、一旦制度要綱が期限を迎える関係上、年度の途中で受付を終了したことにより、制度を利用できないケースが生じました。</p> <p><u>検討中の新たな制度要綱では、このような数年に一度のタイミング以外であれば、通年で受付及び工事が可能であり、事業着手前にあらかじめ承認を得れば、当該年度の予算上限に達した場合でも、翌年度予算の承認を前提に、予算の範囲内で4月以降に補助金を受け取れる仕組みとしています。</u></p> <p>いただいた意見を踏まえ、<u>不燃化重点対策地区における補助制度の運用が明確となるよう、本計画の不燃化重点対策地区の具体的な取組に加筆します。</u></p>	A
8	これまでの目標値について、令和7年度まで「達成見込み」とはどのようなことか。特に不燃化重点対策地区の取組を進めてほしい。	<p>計画作成時点では、令和7年度末を迎えていないこと、成果指標である想定焼失棟数は令和7年12月時点のデータによりシミュレーションしたうえで算出するため、作業時間がかかること及び令和6年度の達成状況から、「達成見込み」としています。</p> <p>平成29年度から開始した不燃化重点対策地区における不燃化の取組は、これまでの目標値についても達成しており、今後も本計画に基づき、燃え広がりにくいまちづくりを着実に進めています。</p>	B
9	補助制度はあっても、すぐに当該年度分の補助金はなくなり、制度受付終了となるのではないか。	住宅等不燃化推進事業補助金においては、万が一当該年度の予算上限に達した場合でも、翌年度予算が承認されれば予算の範囲内で4月に補助金を受け取れる仕組みとしています。	B
10	古い一軒家が取り壊され、そこが分割されて建売住宅が建つことがあり、再密集化を懸念している。そのようなケースに補助金が使われないよう、見直しが必要ではないか。	<p>住宅等不燃化推進事業補助金については、制度開始から一定期間が経過した中で制度の利用状況(申請者の種別や頻度など)の検証をしたところ、御指摘のような制度開始時に想定していなかった利用状況が見受けられました。</p> <p>条例規制による更新の鈍化を防ぎ、建替えを促進するという制度の主旨に鑑み、制度対象者等の要件を見直します。</p>	B

11	<p>小田地区や幸地区においても無接道敷地が合計250棟もあるが、空き家の状況については川崎市も把握ができるはずである。</p> <p>横浜市では隣地統合事業補助制度を実施しており、この点川崎市の施策はかなり遅れているのではないか。</p>	<p>横浜市の隣地統合事業補助とは、狭小な敷地を隣地と統合し一体利用する場合や、未接道な敷地を隣地と統合し一体利用する場合に、その費用を補助するものです。</p> <p>本計画では、敷地の統合を誘導するため、現行の密集住宅市街地整備促進事業補助金に、無接道敷地※を取得し一体で建替える場合に調査設計費及び土地整備費の一部を補助するしくみを新たに追加し、効果的な制度に見直します。</p> <p>※無接道敷地とは、建築基準法第43条の規定(建築物の敷地は道路に2m以上接しなければならない等)に適合しない敷地</p>	B
12	<p>輪島地区の火災報告資料等で、不燃化住戸を残して周辺が全焼している写真等を見た。輪島の18倍の面積、2倍の人口密度である小田地区において、大きなリスクをかかえていることに懸念を感じている。</p> <p>住宅不燃化、地区防災道路網の整備を加速してほしい。</p>	<p>本計画では、これまでの条例による規制と支援制度による「個別建物の更新促進」に加え、災害時の地区外避難や消火活動に重要な道路や狭い道路の拡幅促進による「道路機能の強化」等を図っていくことで更なる不燃化を進めていきます。</p>	B
13	<p>計画の目標値は数値ではなく、改善を実感できる成果としてほしい。</p>	<p>現在の成果指標は、大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合を目標値として設定しており、この指標は建替えによる不燃化の進捗状況を判定するのに適しているため活用しています。</p> <p>さらに今後は、不燃化重点対策地区において、これまでの建替えによる不燃化の推進に加え、道路機能の強化を進めていくこととしており、住民の皆様により効果を実感していただきやすい取組を実施していきます。</p>	B

14	<p>小田周辺地区内の都市計画道路は計画されてから約70年経過するが、土地を買収することもなく、進捗が見えない。</p>	<p>本市の幹線道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、「第2次川崎市道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定することにより、整備箇所の重点化を図りながら取組を進めているところですが、都市計画道路富士見鶴見駅線は対象期間に整備を推進する「整備推進路線」に位置づけておらず、現時点では事業着手の見通しをお示しすることができない状況となっています。</p> <p>しかしながら、小田周辺地区内の本路線は、大規模地震時に大規模な火災が発生した場合の延焼遮断帯としての役割が期待されるものであり、災害時に重要な役割を担う道路として地区防災道路網に位置づけており、延焼遮断帯としての空間確保に向け手法を検討していきます。</p>	B
15	<p>小田周辺地区内の建物ひとつひとつについて、燃えひろがりやすい建物であるかどうかは把握しているのか。</p> <p>把握している場合、そのような建物の所有者に対して、個別に啓発することを要望する。</p>	<p>地区内における建築物については、延焼しない耐火建築物、比較的延焼しにくい準耐火建築物等、比較的延焼しやすい建築物及び木造の建築物の種別や階数・面積等の諸元、築年数等について調査を実施しています。</p> <p>比較的延焼しやすい建築物は小田周辺地区において約61%、幸町周辺地区において約51%存在しています。</p> <p>比較的延焼しにくい準耐火建築物等は小田周辺地区において約34%、幸町周辺地区において約40%存在しています。</p> <p>大規模地震時に消火活動が行えない場合は、比較的延焼しにくい準耐火建築物等であっても延焼の可能性があることから、引き続き地区内全体を対象として啓発を行っていきます。</p>	D

③防災まちづくり推進地区に関する事項(11件)

No.	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
16	防災意識を持ち続けることが大切。そのためには地道に活動を継続していくしかない。現在受けている防災まちづくり支援をきっかけに、地域全体の防災意識を高めていきたい。 (他同趣旨1件)	<u>地域防災力を高めていただくため、これまでの防災まちづくり支援で得られたノウハウ等を踏まえて、本計画において整理した防災まちづくり支援指針(成功体験、関係人口増加、活動継承)に基づき、効率的かつ効果的な防災まちづくり支援を実施していきます。</u>	B
17	防災まちづくり支援後に町内会だけで取組を進めていくことに不安があったため、支援後の1年間のサポートはよい取組である。その1年間で、町内会の防災活動を定着させたい。 (他同趣旨2件)	これまで防災まちづくり支援を実施した町内会の方々から、「防災活動の定着を図ることが難しかった」などの御意見を伺っていますので、本計画において、支援直後の1年間については、地域住民主体の防災活動への専門家派遣などを位置づけることで、支援後のサポート体制を強化していきます。	B
18	過去に支援を受けたが、新型コロナウィルス感染症で活動ができなくなったことや会長も交代したなどから、現在は防災活動をできていない。支援を再度受けたい。	これまで防災まちづくり支援を実施した町内会の方々から、「町内会長等の主要な役員が交代し、防災活動を続けることが困難になった」などの御意見を伺っていますので、本計画において、支援後5年以上経過し、町内会役員等が交代してこれまでの活動が大きく変化したなどの町内会を対象に、御要望等に応じて再度の支援を実施することを位置づけました。	B
19	防災まちづくりカフェに参加して、アドバイスなどをもらいながら他町会と合同で防災訓練を実施できた。今後も地域の防災活動に関して有益な情報を得られる場を設けてほしい。 (他同趣旨1件)	「防災まちづくりカフェ」については、地域に身近な町内会が行っている防災活動等を伝える場として、参加していただいた方々へ地域住民主体の防災活動の重要性等を周知・啓発するとともに、新たな防災活動のきっかけづくりとして開催しました。 今後も、このような場を設けることで、地域住民主体の防災活動が広がっていくことをめざして取り組んでいきます。	B
20	災害時の対応として、マンション毎に自主防災組織を構成することの義務化や町内会と自主防災組織の役割分担の明確化などを要望する。	現時点では義務化を制度とするものはないですが、自主防災組織の取組を支援している部署と情報共有及び意見交換しながら、より効果的に地域防災力が発揮できるよう、防災まちづくり支援を行っていきます。	D
21	災害時要援護者支援制度運用については個人情報の取り扱い等の課題もあり、取組が難しいケースがあるようである。自主防災組織への指導を要望する。	災害時要援護者支援制度につきましては、引き続き、自主防災組織の取組を支援している部署と情報共有及び意見交換しながら、取組を進めています。	D

22	<p>災害時の共助の主体となるべき自主防災組織の役員、理事等ひとりひとりの経験知の強化蓄積に向けた取組を要望する。</p>	<p>これまでの災害において、災害発生時には大半の方が、家族や近所の人に救助されているという実態があります。度々起こる災害により市民の防災への意識が年々高まりを見せている中で、災害に備え地域防災力を高めることは、ますます重要になっています。</p> <p>このことから、防災まちづくり推進地区につきましては、<u>地域住民との協働</u>により得られた知見やノウハウ等を活かした防災まちづくり支援により、<u>地域住民主体の防災活動の醸成</u>を図り、防災に関する活動の新たな担い手を増やすとともに、<u>多様な主体との協力関係の構築</u>も見据えた支援を実施していきます。</p> <p>また、その他の地区については、火災延焼リスクの高い地区で得られた知見やノウハウ等を横展開し、地域住民主体の防災活動を促すことで地域防災力の向上を図っていきます。</p>	D
----	---	---	---

④その他の地区に関する事項(7件)

No.	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
23	防災まちづくりカフェに参加した町内会に声をかけてもらいたい、合同で防災訓練を実施できた。 <u>地域の防災活動について、今後も情報提供などをしてほしい。</u>	<u>町内会連合会や「防災まちづくりカフェ」など、様々な機会を捉えて、今後も積極的に防災まちづくりに関する情報提供を行っていきます。</u>	B
24	他の地区の居住だが、災害のうち特に火災が心配。逃げ道など確保できるのか不安があり、取組を充実してほしい。 (他同趣旨1件)	防災まちづくり推進地区では、地域住民によるマイ・タイムライン※(地震)の作成も支援しています。 他の地区にお住まいの方が作成を希望される場合は、資料提供や助言等をさせていただきます。 ※マイ・タイムラインとは、一人ひとりの防災行動計画であり、災害時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするものです。	B
25	他の地区においても地域の防災活動は大切。防災まちづくり事例集を参考にして地域の防災活動を取り組むことができた。事例集を更新してほしい。 (他同趣旨1件)	「防災まちづくり事例集」については、地域の方々が主体的に実施した取組を紹介することで、新たな防災活動の取組方法や、課題解決に向けたヒントとして、地域防災力の向上に役立てていただくことを目的に作成しました。 今後も、事例集について周知・啓発を行っていくとともに、事例集の改訂を適宜行なっていきます。	B
26	防災まちづくり支援で実施している取組はとても重要なことだと思うが、 <u>防災まちづくり推進地区外の町内会の支援も要望する。</u> (他同趣旨1件)	<u>他の地区につきましては、火災延焼リスクの高い地区で得られた知見やノウハウ等を横展開し、地域住民主体の防災活動を促すことで地域防災力の向上を図っていきます。</u> 具体的な取組としては、町内会連合会や避難所運営会議等の市民の方々が集まる機会をとらえて、これまで以上に地域住民主体の防災活動の重要性等を周知・啓発するとともに、地域活動などを行っている様々な主体と連携できるよう、これまで以上に情報共有を行なっていきます。 また、これまでの取組において得られたノウハウ等を「防災まちづくり事例集」として取りまとめていきますので、防災活動の実施を検討されている場合などは、資料提供や助言等をさせていただきます。	D

⑤その他(3件)

No.	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
27	<u>災害は地震だけではない。水害に対しても地域活動支援などを要望する。</u>	<p>本計画については、大規模地震における火災に関する死者数の削減を目的としています。なお、防災まちづくり推進地区で実施している防災まちづくり支援では、関係局等と連携しながら、地域特性に応じて地域住民によるマイ・タイムライン(水害)の作成を支援するなど、引き続ききめ細やかに取組を進め、地域防災力の向上を図っていきます。</p> <p>また、マイ・タイムライン※(水害)の作成を希望される場合は、「防災まちづくり事例集」に作成例を掲載していますので、資料提供や助言等をさせていただきます。</p> <p>※マイ・タイムラインとは、一人ひとりの防災行動計画であり、災害時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするものです。</p>	D
28	2015年に川崎区日進町で発生した簡易宿泊所火災では11名が死亡している。建物は違法建築物であり、当時川崎市が調査した所、類似の建物49棟中24棟が建築基準法違反であった事が判明した。その後、川崎市はこの残り24棟に対してどのような対策を実施したのか。	この火災を受け、平成27年5月に川崎市簡易宿泊所火災事故対策会議を設置し、建築基準法、消防法、旅館業法の違反者に対する通知・命令等に基づく是正指導を行い、令和4年12月に全ての施設の是正が完了しました。	E
29	<p>川崎市HPの建築基準法道路種別で川崎区池上町を検索した所、接道していない建物が約200棟存在している。建築基準法43条に適合していない場合、国土交通省HPにおいては「違反建築物の情報は所在の特定行政庁まで連絡下さい」と記載されており、川崎市はこのエリア・建物に対して、これまでどのような対策を実施して来たのか。</p> <p>この地域は川崎市内で最も危険性が高く、火災が発生した場合、救急車や消防車が入れないため、輪島や佐賀関のようになってしまう事は容易に想像できる。被害や被害者が発生してからでは遅いのではないか。</p>	<p>当該地区については、地権者、町内会、行政が連携しパトロールなどにより、まちの現状の把握に努め情報共有を図っているところです。また、当該地区の道路は狭いで、南側は工場との敷地境界となっており、消防車両の進入が困難な地域であることから、火災が発生した場合は、道路狭い地域を指定した警防計画に基づき、消火活動をすることとしています。</p> <p>当該地区の課題については、歴史的な経緯がある民有地であることから、環境を改善していくという視点でお住まいの方々と地権者が解決のために話し合い、合意形成を図っていくことが必要と認識しています。本市としては、地権者の考え方や地域の現状などを確認しながら、双方の合意形成に向けた取組に適切な支援を行っていきたいと考えています。</p>	E

## 5 案の変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更点は次のとおりです。

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
パブリックコメントNo.7の不燃化重点対策地区における補助制度に関する御意見を踏まえ、「第5章 具体的な取組」の「1(1)ア 不燃化重点対策地区」における「支援制度の一部を効率的・効果的に見直し」に、補助制度の運用に関する記述を追記	<p>(本編P32)</p> <p>第5章 具体的な取組</p> <p>1 各地区における具体的な取組</p> <p>(1)火災延焼リスクの高い地区</p> <p>ア 不燃化重点対策地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不燃化推進条例【継続】 (略)</li> <li>● 支援制度の一部を効率的・効果的に見直し 【見直し・拡充・継続】</li> </ul> <p>【住宅等不燃化推進事業補助金(見直し)】</p> <p>制度開始から一定期間が経過したことから、制度の利用状況を確認した上で、条例規制による更新の鈍化を防ぎ、建替えを促進するという制度の主旨に鑑み、次のとおり効率的な制度に見直します。<u>また、工事実施時期により補助金申請ができない等の制限が生じることのないよう、本計画期間に合わせて長期的な制度とします。</u></p>	<p>(本編P32)</p> <p>第5章 具体的な取組</p> <p>1 各地区における具体的な取組</p> <p>(1)火災延焼リスクの高い地区</p> <p>ア 不燃化重点対策地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不燃化推進条例【継続】 (略)</li> <li>● 支援制度の一部を効率的・効果的に見直し 【見直し・拡充・継続の検討】</li> </ul> <p>【住宅等不燃化推進事業補助金(見直し)】</p> <p>制度開始から一定期間が経過したことから、制度の利用状況を確認した上で、条例規制による更新の鈍化を防ぎ、建替えを促進するという制度の主旨に鑑み、次のとおり効率的な制度に見直します。</p>

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

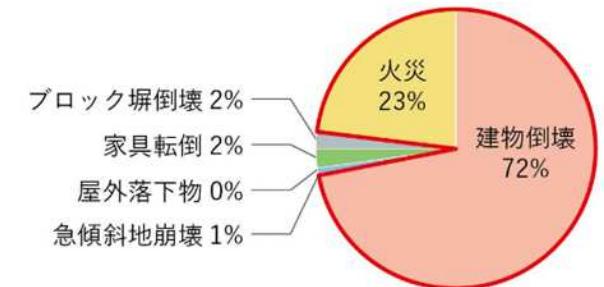
なお、令和8年度予算案との調整を踏まえた変更点は次のとおりです。

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
令和8年度予算案との調整を踏まえ、不燃化重点対策地区の補助金制度に関する記載を一部修正	<p>(本編P32)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援制度の一部を効率的・効果的に見直し【見直し・拡充・継続】</li> </ul>	<p>(本編P32)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援制度の一部を効率的・効果的に見直し【見直し・拡充・継続の検討】</li> </ul>

## 第1章 計画の目的等

## 1 背景

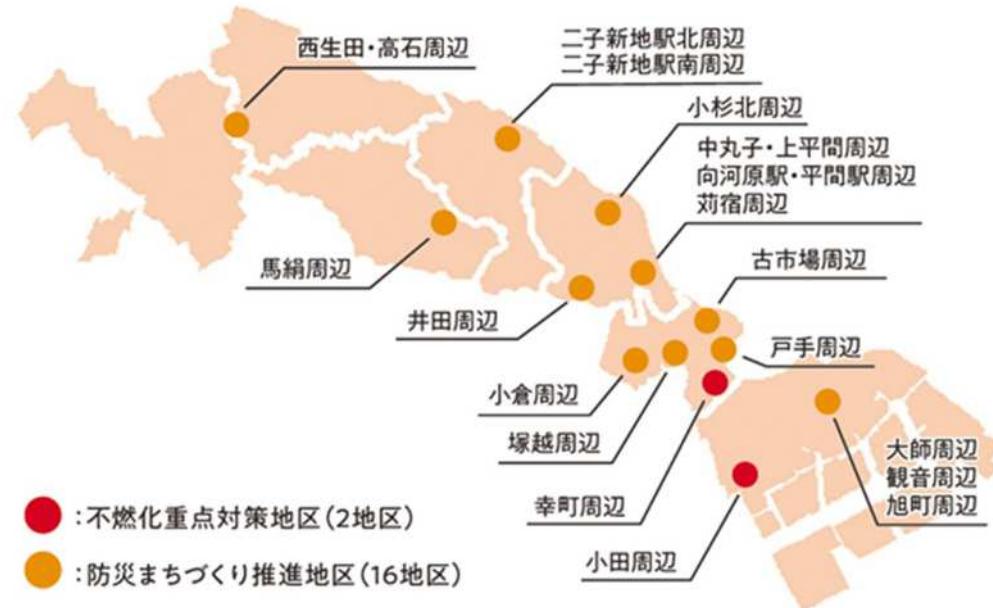
- ・本市が平成21年度に実施した地震被害想定調査では、原因別の死者数の内訳として、建物倒壊と火災による死者が全体の約95%(図1参照)を占めており、まちづくり分野の減災対策は「かわさき強靭化計画」の死者数減の目標達成に向け非常に大きな役割を担っている。
  - ・火災延焼対策について、平成28年3月に「密集市街地の改善に向けた新たな重点対策地区の選定と取組方針」(密集取組方針)を策定した。



### 平成 21 年度川崎市地震被害想定（川崎市直下の地震、冬 18 時）

図1 地震被害想定調査における原因別死者数割合

- ・密集取組方針を受け、平成28年12月に「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」(不燃化推進条例)を制定し、不燃化重点対策地区 (小田周辺地区・幸町周辺地区)を指定した。
  - ・一方で、火災延焼リスクが想定される地区のうち、不燃化重点対策地区に次いでリスクが高い地区は、防災まちづくり推進地区として平成29年度から防災まちづくり支援事業を開始し、地域防災力の向上に向けて、町内会の防災活動の伴走支援を行うこととした。



## ＜図2 不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区＞

## 2 目的

- ・「川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画」(本計画)は、これまでの取組や課題等を整理し、今後の取組についてとりまとめることで、燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力の一層の向上により、大規模地震時における死者数を削減することを目的として策定

# 川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画(案)について

## 第2章 これまでの取組

### 1 これまでの主な取組

#### (1)不燃化重点対策地区

- 不燃化推進条例による防火規制(原則全て準耐火建築物以上とする)
- 建替え促進のための支援制度(老朽住宅の解体費や新築工事費等への補助金)

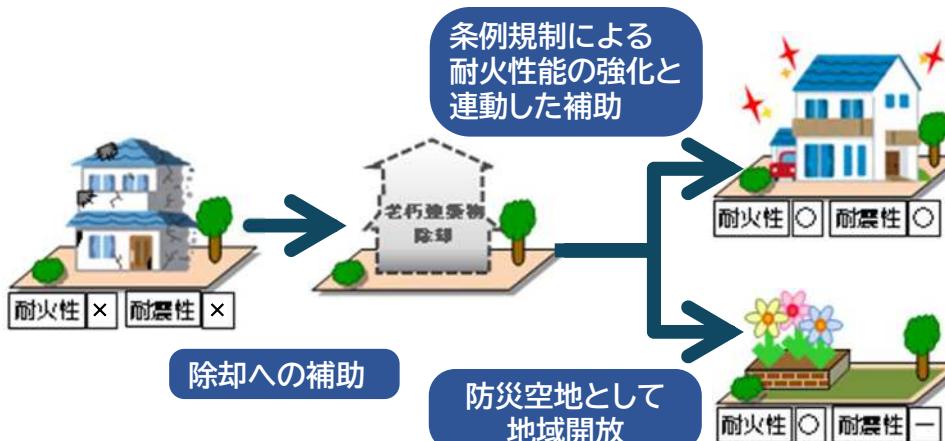


図3 条例による規制と支援制度のイメージ

#### (2)防災まちづくり推進地区

- 地区内の町内会へ防災まちづくり支援(地域に即した防災まちづくり計画作成)
- 「防災まちづくり事例集」の作成
- 「防災まちづくり交流会」の開催



図4 防災まちづくり交流会の様子



図5 町内会防災まちづくり計画



図6 事例集

### 2 これまでの目標値及び達成状況

#### (1)不燃化重点対策地区

- 平成21年度の地震被害想定調査の想定焼失棟数に対する削減割合を成果指標として設定。目標値については、**達成見込み**

指標	目標・実績	R2	R7
想定焼失棟数削減割合(%)	目標値	30	35
	実績	31.5	達成見込み (R6:34.6)

#### (2)防災まちづくり推進地区

- 大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞確率の低減を成果指標として設定。目標値については、**達成見込み**

指標	目標・実績	R4	R5	R6	R7
道路閉塞確率(%)	目標値	39.3	38.5	37.8	37.0
	実績	37.6	37.4	37.2	達成見込み

## 第3章 現状と課題

### 1 不燃化重点対策地区

- 現状では、不燃化推進条例に合わせた建替え支援等を実施し、効果的に不燃化を促進しているが、更なる不燃化を推進するためには、次のような課題がある。

課題① 条例規制と建替え支援の継続が必要

課題② 道路機能の強化が必要

課題③ 狹い道路の拡幅促進が必要

課題④ 無接道敷地の解消策が必要

課題⑤ 延焼クラスター構成棟数の抑制策が必要

支援制度の見直しや道路ネットワークの確保に向けた検討を行う必要がある。

### 2 防災まちづくり推進地区

- 現状では、これまでに得られたノウハウ等を踏まえて、効果的な防災まちづくり支援を実施しているが、更なる地域防災力の醸成に向けては、次のような課題がある。

課題① 未支援の町内会への支援が必要

課題② 支援後の防災活動の定着に向けた取組が必要

課題③ 防災活動を継続できていない町内会へのフォローが必要

課題④ 地域の災害リスク等の周知・啓発が必要

これまでの取組により得られたノウハウ等を整理・活用する必要がある。

## 第4～5章 方針及び目標、具体的な取組等

### 1 基本方針と対象範囲

#### 【基本方針】

#### 燃え広がりにくいまちづくりと地域防災力向上のための取組の推進



<図7 不燃化重点対策地区及び防災まちづくり推進地区(図2再掲)>



<図8 対象地区の考え方>

## 第4～5章 方針及び目標、具体的な取組等

### 2 火災延焼リスクの高い地区の取組方針と目標等

#### (1)不燃化重点対策地区

##### 【取組方針】

「個別建物の更新促進」に加え「道路機能の強化」等による不燃化の推進

##### 【目標】

火災による死者数に大きく関連する想定焼失棟数削減割合を引き続き目標値として設定

目標	現状値(R6)	目標値(R11)	目標値(R15)	目標値(R19)
想定焼失棟数削減割合	0	30%	45%	60%

##### 【具体的な取組】

課題①条例規制と建替え支援の継続が必要

▶効率的・効果的な制度としつつ、支援を継続

課題②道路機能の強化が必要

課題③狭い道路の拡幅促進が必要

▶重要な道路を「地区防災道路網」として位置づけ、整備を検討し、拡幅を促進

課題④無接道敷地の解消策が必要

課題⑤延焼クラスター構成棟数の抑制策が必要

▶共同化の支援制度を拡充、無接道敷地解消に向けた手法の検討



<図9 小田周辺地区地区防災道路網>



<図10 幸町周辺地区地区防災道路網>

## 第4～5章 方針及び目標、具体的な取組等

### 2 火災延焼リスクの高い地区の取組方針と目標等

#### (2) 防災まちづくり推進地区

##### 【取組方針】

協働により得られたノウハウ等を活かした「地域住民主体の防災活動の醸成と継続」

##### 【目標】

取組に直結する防災活動継続率を目標値として設定

目標	現状値(R6)	目標値(R11)	目標値(R15)	目標値(R19)
防災活動継続率	50%	60%	65%	70%

##### 【具体的な取組】

課題①未支援の町内会への支援が必要

▶ 効率的・効果的な防災まちづくり支援

課題②支援後の防災活動の定着に向けた取組が必要

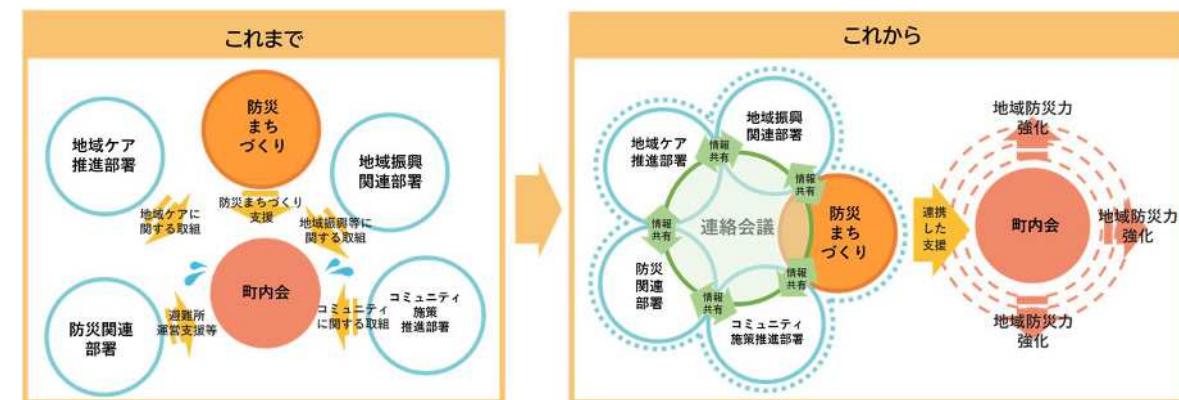
▶ 支援後のサポート体制の強化(区役所との連携等)

課題③防災活動を継続できていない町内会への支援が必要

▶ 支援指針に基づく再度の支援

課題④地域の災害リスク等の周知・啓発が必要

▶ 防災まちづくりに関する周知・啓発の強化



<図11 区役所連携イメージ>



##### 【防災まちづくり支援指針】

- 地域ニーズに応じた取組の積み重ね<成功体験>
- 地域コミュニティ強化による地域防災力の向上<関係人口増加>
- 防災まちづくり計画の作成<活動継承>

## 第4～5章 方針及び目標、具体的な取組等

### 3 その他の地区の取組方針と目標等

#### 【取組方針】

火災延焼リスクの高い地区における取組の「効果的な横展開による地域防災力の向上」

#### 【目標】

周知・啓発活動の回数を目標値として設定

目標	目標値
周知・啓発	7回以上／年



#### 【具体的な取組】

- 町内会連合会等への周知・啓発
- 区役所、危機管理本部、民間事業者などと連携

### 4 本計画の進行管理

- 対象期間: 令和8年度から令和19年度までの12年間
- 対象期間中であっても、社会状況の変化や上位計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- 毎年度、目標の達成状況や取組の進捗状況を把握し、次の計画改定時に実績等を踏まえ、取組の見直しを行う。